

## 国立大学法人三重大学と松阪市との連携・協力に関する協定書

国立大学法人三重大学（以下「三重大学」という。）と松阪市は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、三重大学と松阪市が包括的に密接な連携と協力を図ることにより、相互の発展に資することを目的とする。

### （連携・協力分野）

第2条 三重大学と松阪市は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携、協力する。

- （1） 松阪市における行政施策の立案と推進に関すること
- （2） 松阪市の教育・歴史・文化・自然を活用した学術研究活動に関すること
- （3） 人材育成に関すること
- （4） 防災対策における相互協力と支援に関すること
- （5） 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な分野での協力に関すること

### （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2か月前までに、三重大学と松阪市のいずれからも改廃の申出がない場合には、自動的に更新するものとする。

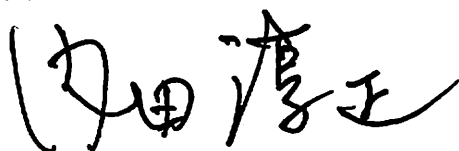
### （その他）

第4条 この協定に定める事項について、疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、両者が署名の上、各1通を保管する。

平成 25 年 8 月 29 日

国立大学法人三重大学  
学長



松阪市  
松阪市長

